

**「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針（案）」に関する
パブリックコメントの結果について**

意見の募集期間 平成28年1月4日（月）から2月2日（火）まで
意見を提出された方 2名
意見の件数 9件

意見の概要	No.1	規制緩和の根拠を「既存企業の定着」としていますが、市内の企業実態を正確に反映しておらず、大企業だけが対象となる不公平な取り扱いとなり「既存企業の定着」とは結びつかないと考えます。
市の考え方	<p>この緑地面積率等の緩和については、「江南市企業誘致等基本方針（案）」において、主に「既存企業の定着」という目的を達成するための取り組みの一つとして検討することとされているものです。</p> <p>今回の緩和措置については対象企業が大企業中心となることは確かですが、「既存企業の定着」自体は中小企業も大企業も区別なく図っていくべきものであり、上記の基本方針（案）においては、中小企業を含めた、より多くの企業を対象とする他の優遇制度についても検討することとしているところです。</p>	

意見の概要	No.2	国際的な環境施策や市環境基本計画に逆行する方向であり、反対です。むしろ、既存工場に対して環境対策への協力を求めるべきであると考えます。
	No.3	立地する企業・工場が地域に受け入れられ、歓迎されるためには、周辺の地域の生活環境の保全に努めてもらうことが必要と考えます。
	No.4	江南市には森林・里山・緑地が他市町に比べて大変少ないので、可能な限り企業内公園植林地を整備していただくように推進して欲しいと思います。
	No.5	工場緑地等の指針（ガイドライン）を策定し、企業に質の高い緑化をお願いすることを提案します。良好な企業イメージを市民にアピールできると考えます。

市の考え方	<p>この方針は、工場立地法の趣旨である周辺的生活環境との調和にも配慮し、同法が緩和を認めている範囲内で緑地面積率等を設定するものです。緩和が認められた背景には、法の制定当時と比べ、公害防止技術の進歩に伴い公害問題が著しく改善したということがあります、このことを踏まえれば、今回の緩和措置により著しい景観・環境の悪化を招くことはないものと考えます。</p> <p>しかしながら、環境への影響にも配慮するため、条例の制定に合わせてガイドラインを策定し、企業に対して緑化への協力を求めていくことを考えております。</p>
-------	--

意見の概要	No.6	<p>企業が立地しようとする工場の面積が、工場立地法の規定によって緑地の設置が義務付けられる「敷地面積が9,000㎡以上または建築面積が3,000㎡以上」をわずかに上回ろうとする場合には、立地する工場の規模を縮小して法の適用外となり、緑地を設置しない道を選択するのではないのでしょうか。</p>
市の考え方	<p>ご指摘の件については、工場立地法そのものに対しての問題提起であり、今回の緑地面積率等の緩和とは無関係ですので、市としての回答はいたしかねます。</p>	

意見の概要	No.7	<p>屋上緑化・壁面緑化・駐車場の緑化等を計画・設置していただき緑地面積の保全指導をしていただきたいと思います。なお、屋上緑化・壁面緑化が緑地面積にどのようにカウントされるのかについて、説明してください。</p>
市の考え方	<p>市としましては、工場の敷地面積に対し必要な緑地面積、環境施設面積が確保されていれば、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などの「重複緑地（その他の用途施設と重複した緑地）」の設置を企業に求めることは特に考えておりません。</p> <p>なお、重複緑地の面積については、設置が必要となる緑地面積の一定の割合まで（現行では25%以下、今回の緩和の方針では50%以下）含めることができます。</p> <p>【敷地面積が1万㎡の場合の計算例】（緩和後の基準による）</p> <p>必要な緑地面積＝（敷地の5%）＝500㎡</p> <p>算入できる重複緑地面積＝（必要な緑地面積の50%以下）</p> <p style="text-align: center;">＝250㎡以下</p> <p>※つまり、重複緑地をどれだけ設置しても、250㎡までしか必要な緑地として算入することはできません。</p>	

意見の概要	No.8	<p>緩和後の緑地はほとんど形式的なものにならざるを得ず、住環境の悪化は避けられないと考えます。緑地面積に参入できる重複緑地の割合を50%以下にまで緩和すると、設置しなければならない5%の緑地の50%まで重複緑地によって充当することが可能となり、本来の緑地は2.5%設置すればよいこととなります。敷地面積の3%の緑地を求める江南市宅地開発指導要領江南市宅地開発等に関する指導要綱とも矛盾してきます。</p>
市の考え方	<p>重複緑地は、屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など、その他の用途施設と重複した緑地を指します。この重複緑地については、工場立地法の定義においては通常の緑地とは区分されますが、緑地としての機能が特に低いということではありません。そのため、設置する緑地面積の内訳が通常の緑地2.5%、重複緑地2.5%であったとしても、工場の敷地に対して5%の緑地は確保されることとなりますので、江南市宅地開発指導要領江南市宅地開発等に関する指導要綱との矛盾が生じるものではありません。</p>	

意見の概要	No.9	<p>工場立地法では、製造業、電気・ガス・熱供給業を営む者が設置する特定工場を届出対象としていますが、太陽光や風力など自然エネルギーによる発電等も対象となるのでしょうか。</p>
市の考え方	<p>関係法令では、水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所について、届出対象から除外することとされています。</p> <p>なお、風力発電所については、届出を行ったうえで、山間部や海岸部など周囲に広く自然環境が存在し、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められた場合に限り、規制の対象外となります。江南市は、ここでいう地理的条件に該当しませんので、通常の特設工場と同様に取り扱うこととなります。</p>	